

トイレブース

評価の内容（申請資料に基づき、次の事項を確認している。）

1. 評価対象建築材料

評価の対象としたトイレブースは、標準仕様書 20 章 2 節に規定するトイレブースとし、使用用途は一般庁舎用としている。

2. 品質・性能等

(1) 材質等

規定された主要資材の材質および資材メーカーから製造所への納入ルートを確認している。

項 目		材 質 等
パ ネ ル	表面材	メラミン樹脂系、ポリエステル樹脂系化粧板又はメラミン樹脂系単一材とすること。
	裏打材	JIS A 6512 (2007)「可動間仕切」の表 9 材料に規定する材質とし、鋼材については防食処理および防錆処理を施した材料とすること。ただし、メラミン樹脂系単一材の場合は適用しない。
	心材	JIS A 6512 の表 9 材料に規定する材質とすること。ただし、メラミン樹脂系単一材の場合は適用しない。
	枠材、エッジ材	JIS A 6512 の表 9 材料に規定する材質とし、鋼材については亜鉛めっき処理を施した材料とすること。
構 造 金 物	笠木	JIS A 6512 の表 9 材料に規定する材質のうち、耐蝕性のあるものとする
	幅木、脚具	JIS G 4305 (2015)「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」に規定する SUS304、SUS430J1L および SUS443J1 とし、仕上げは HL 程度とすること。
	壁見切り金物、頭つなぎ等	JIS A 6512 の表 9 材料に規定する材質のうち、耐蝕性のあるものとする
付 属 金 物	ヒンジ、ラッチセット	耐蝕性のあるものとする
	戸当り	腐蝕の恐れのある材料は、防錆処理を施してあること。戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とすること。

(2) 品質等

(イ) 外観は、JIS A 6512 に規定する 5. 要求事項 b) の規定との整合性を確認している。

(ロ) 加工・組立は、以下の内容を確認している。

項 目		品 質 ・ 性 能
パ ネ ル ・ 扉	表面材	標準仕様書 16 章 7 節木製建具の表 16.7.8 によること。ただし、メラミン樹脂系単一材の場合は適用しない。
	小口	防水処理が施してあること。
	金物取合い補強板	必要に応じ、補強が施してあること。
補 強 金 物	材質および固定方法	頭つなぎ等で使用するビス類の材質はステンレス製とすること。

トイレブース

(ハ) 化学物質を放散する資材（ホルムアルデヒド等）は、以下の内容を確認している。

項 目	内 容
パネル	1. 合板、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材および壁紙は、ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とすること。 2. 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とし、スチレンを放散しないか、極めて少ないものとする。
接着剤	フタル酸ジ-n-ブチルおよびフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とし、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、極めて少ないものとする。
塗料	ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とし、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、極めて少ないものとする。

(3) 性 能

(イ) 耐薬品性・耐汚染性および耐引っかき性の性能は、以下の内容を、表面材メーカーの試験データ等で確認している。

項 目	品 質 ・ 性 能	
	耐薬品性および耐汚染性 注)	耐引っかき性 注)
メラミン樹脂系化粧板 およびメラミン樹脂系 単一材	JIS K 6903 (2022)「熱硬化性樹脂高压化粧板」に規定する表6品質の耐汚染性(C法)を満足していること。又はこれと同等の性能を有すること。	—
低压メラミン樹脂系 化粧板	以下の項目のポリエステル樹脂系加工化粧合板、化粧MDFおよび化粧パーティクルボードのいずれかの品質に適合していること。	以下の項目のポリエステル樹脂系加工化粧合板、化粧MDFおよび化粧パーティクルボードのいずれかの品質に適合していること。
ポリエステル樹脂系 加工化粧合板	JAS「合板の日本農林規格」(H30)第9条(特殊加工化粧合板の規格)に規定する耐汚染性B試験を満足していること。	JAS「合板の日本農林規格」第9条(特殊加工化粧合板の規格)に規定する引きかき硬度B試験を満足していること。
ポリエステル樹脂系 化粧MDF	JIS A 5905 (2015)「繊維板」に規定する表18の化粧MDFの品質に適合していること。	JIS A 5905に規定する表18の化粧MDFの品質に適合していること。
ポリエステル樹脂系 化粧パーティクルボ ード	JIS A 5908 (2003)「パーティクルボード」に規定する表11の化粧パーティクルボードの品質に適合していること。	JIS A 5908に規定する表11の化粧パーティクルボードの品質に適合していること。

注) 耐薬品性および耐汚染性ならびに耐引っかき性の試験性能等は、以下に示している。

<耐薬品性、耐汚染性および耐引っかき性の試験性能等>

(a) メラミン樹脂系化粧板およびメラミン樹脂系単一材

耐薬品性および耐汚染性

JIS K 6902 (2008)「熱硬化性樹脂高压化粧板試験方法」15.2 B法の表6汚染材料に規定されたうち材料番号3, 6, 7, 8, 9, 10, 17の試験結果の判定が「変化なし」であること。

材料番号1, 2, 4, 5, 11, 12, 13, 14, 15, 18は、「変化なし又は軽微な変化」であること、または、これらと同等の性能を有するものであること。

トイレブース

- (b) 低圧メラミン樹脂系化粧板
以下の (c)、(d) のいずれかに適合していること。
- (c) ポリエステル樹脂系加工化粧合板
JAS「合板の日本農林規格」第9条（特殊加工化粧合板の規格）FWタイプに規定された、以下の項目に適合していること。
- a. 耐汚染性 B 試験において、試験片の表面に色が残らないこと。
- b. 引きかき硬度 B 試験において、きずの深さの平均値が $10\mu\text{m}$ 以内であること。
- (d) ポリエステル樹脂系化粧MDF又はポリエステル樹脂系化粧パーティクルボード
JIS A 5905「繊維版」の「表 18 化粧 MDF の品質」又は JIS A 5908「パーティクルボード」の「表 11 化粧パーティクルボードの品質」に規定された、以下の項目に適合していること。
- a. 耐薬品性および耐汚染性
- i 耐酸性：変色していないこと。
- ii 耐アルカリ性：変色していないこと。
- iii 耐汚染性：汚染用グレースケール3号以上となっていること。
- b. 耐引っかき性
著しく目立つきずあとがついていないこと。
- 注）表面材がポリエステル樹脂系の場合、上記 (c)、(d) のいずれかの試験を適用し、当該試験性能の規定に適合していれば可としていること。

(ロ) 耐久性能は、以下の内容を、**実施要領**に規定する試験機関による試験結果等で確認している。

項目	品質・性能
開閉耐久性	JIS A 4702 (2021)「ドアセット」9.4 開閉繰返し試験によるスイングドア（開閉回数 10 万回）を満足していることおよび試験終了時点で構造金物、固定金具等に緩みがないこと。

3. 試験方法

- (1) ヒンジは、JIS A 1510-2 (2019)「建築用ドア金物の試験方法—第2部：ドア用金物」の規定による。
- (2) 戸当りの衝撃試験は、JIS A 1510-2 の規定による。
- (3) 耐久性試験は、JIS A 4702 に規定された 9.4 開閉繰返し試験による。
- (4) パネルの耐薬品性・耐汚染性・耐引っかき性試験は表面材に対応する以下の試験方法による。
- (イ) メラミン樹脂系化粧板およびメラミン樹脂系単一材
JIS K 6902 に規定された試験方法による。
- (ロ) 低圧メラミン樹脂系化粧板
以下の (ハ)～(ホ) のいずれかの試験方法による。
- (ハ) ポリエステル樹脂系加工化粧合板
JAS「合板の日本農林規格」第8条（特殊加工化粧合板の規格）に規定された試験方法による。
- (ニ) ポリエステル樹脂系化粧MDF
JIS A 5905 に規定された化粧 MDF の試験方法による。
- (ホ) ポリエステル樹脂系化粧パーティクルボード
JIS A 5908 に規定された化粧パーティクルボードの試験方法による。